

武蔵村山市新型コロナウイルス感染症対策本部における決定事項について

令和4年3月18日付で、武蔵村山市新型コロナウイルス感染症対策本部において、下記の事項について決定しましたのでお知らせします。

記

東京都新型コロナウイルス感染症対策本部が令和4年3月17日に決定した「リバウンド警戒期間における取組」に沿って、第36回武蔵村山市新型コロナウイルス感染症対策本部、同年2月14日及び同年3月7日に決定した事項の一部を変更した上で、当面の間、感染対策を継続する。

- 1 公共施設等の取扱いについて
別紙のとおり
- 2 市主催等のイベントについて
市が主催又は共催するイベントは、感染対策を講じた上で原則実施するが、イベントの内容、状況等により中止となる場合がある。
- 3 新型コロナウイルス感染症予防のための職員体制について
職員の勤務体制については、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、オフピーク通勤・週休日の振替等の活用などを引き続き推進する。
- 4 市立小・中学校について
通常どおりの登校とし、部活動についての一部制限は解除する。
- 5 その他
 - (1) 混雑している場所や時間を避けて行動する旨のメッセージについて、市政情報メールによる広報を継続する。
 - (2) 3月中旬以降、多くの利用者が見込まれる桜花期を迎えることから、市内の公園、自転車道等におけるお花見などの飲食を伴う宴会は、自粛を要請する。

(1) 通常どおり開館する施設（3月24日から当面の間）

施設	所管	備考
中部地区会館	教育総務課	
市民会館（さくらホール）	文化振興課	
公民館・公民館中久保分館・公民館 さいかち分館		
地区会館（雷塚、中藤、三ツ木、大南、 残堀・伊奈平）		
地区集会所（上水台、新海道、西大南、 中原、大南公園、学園、新大南、 湖南、さいかち公園）		
総合体育館	スポーツ振興課	
屋外体験学習広場	文化振興課	
緑が丘ふれあいセンター	協働推進課	
市民総合センター（社会福祉関係 団体活動室（小・中会議室）、調理 実習室）	障害福祉課	
市民総合センター（ボランティア・ 市民活動センター）	協働推進課	
市民総合センター（生涯学習活動 室）	文化振興課	
学校施設	スポーツ振興課	校庭は3月26日から 屋内運動場は4月9日から
緑が丘出張所会議室	市民課	
若草集会所	障害福祉課	
村山温泉「かたくりの湯」	産業観光課	

(2) その他の公共施設

通常どおり開館するが、事業等が中止となる場合がある。

なお、福祉会館の入浴施設は引き続き中止とする。

備考 利用可能な施設においても、収容率は、原則50パーセント以下とする。